

令和2年度第3回地方独立行政法人  
市立東大阪医療センター評価委員会

書面開催

次 第

と き 令和2年10月2日（金）

1 議 事

- (1) 中期目標（案）について、パブリックコメントの募集について (資料1)
- (2) 中期計画（素案）について (資料2)
- (3) その他

令和2年度第3回地方独立行政法人  
市立東大阪医療センター評価委員会

【配布資料一覧】

資料1 第2期中期目標（案）に関する審議資料

資料2 第2期中期計画（素案）に関する審議資料

（参考資料1）第2期中期目標（案）に関する参考資料

（参考資料2）第2期中期計画（素案）に関する参考資料

地方独立行政法人市立東大阪医療センター  
第2期中期目標（案）に関する審議資料

令和2年10月2日第3回評価委員会資料

東大阪市



## 目次

1. 第2回評価委員会評価委員意見結果	• • • •	1
2. 第2回評価委員会までの主な意見と市の考え方	• • • •	7
3. 第2期中期目標（案）	• • • •	13
4. 第2期中期目標（案）に対する意見書（案）	• • • •	19
5. 中期目標（1期2期比較表）	• • • •	21
6. 中期目標（案素案比較表）	• • • •	28



# 令和2年度第2回地方独立行政法人市立東大阪医療センター

## 評価委員会評価委員意見結果

日時：令和2年9月1日（火）

【書面開催】

### （会議概要）

日 時	令和2年9月1日（火）【書面開催】
開催状況	電子メールにより、書面開催の連絡と合わせて意見照会を行った結果を集約する。
議 事	1. 第1回評価委員会報告について 2. 第2期中期目標（素案）について

### （意見概要等）

議事1の第1回評価委員会報告については、事前レクにおいて各委員へ報告しました。（報告のみ）

議事2の第2期中期目標（素案）について意見照会した結果、いただいたご意見・ご指摘内容は下記のとおりであったことをご報告いたします。

下記内容について、医療センターと情報共有し、第2期中期目標（案）、中期計画（素案）策定の際に検討する予定です。

<意見照会結果（第1回評価委員会の意見内容を含む）>

意見等内容	市の考え方
<b>第1 中期目標の期間</b> 4年でよい。	反対意見がなかったため原案どおり進めていく。
<b>第2-1-(1)救急医療</b> 医療センターが救急搬送件数にフォーカスする事は、必ずしも地域医療構想の役割分担からすれば妥当だと思われる。救急搬送患者の疾病、重症度にフォーカスしていくべきではないか。	第2期中期計画において検討するよう医療センターと情報共有した。
<b>第2-1-(3)がん医療、(4)4疾病に対する医療</b> 緩和ケア病棟について、高度急性期病院の機能として果たして緩和ケアそのものがあるのかどうかという事については、もう一度根本に立ち返って考える必要があるのではない	第2期中期計画において検討するよう医療センターと情報共有した。

<p>か。</p> <p>同時に糖尿病についても、糖尿病の一般的な治療は既にガイドラインで明確化されており、例えば糖尿病教室であるとか一般的な日常生活管理であるとかは、本来開業医を中心とした周辺医療機関の役割であり、むしろその周辺医療機関への新しい糖尿病の治験であるとか、糖尿病治療の方向性等を指導していく役目が医療センターの役割と考える。</p>	
<p><b>第 2-1-(7) その他の役割</b></p> <p>東大阪市の様な都市部では多くの医療機関が様々な機能を持っており、医療センターが高度機能病院として予防医療に取り組むと言う事に関しては、役割から逸脱しておりまた非効率であると考え。</p>	<p>第 2 期中期目標では、予防医療の項目出しをせず「その他の役割」の 1 つとして、「検診、公開講座等の疾病予防の取り組みを行うこと。」をいれ、高度医療を取扱う病院として、これまでの受診件数をもとに評価する方法から、地域医療機関への情報発信など医療センターが取り組むべきことを評価する内容へ記載も一部変更させていただいた。</p>
<p><b>第 2-1-(7) その他の役割</b></p> <p>(上記の修正を踏まえて) これでよい。</p>	<p>他の意見がなかったため原案どおり進めていく。</p>
<p><b>第 2-4-(1) 地域医療支援病院としての機能強化</b></p> <p>例えば熊本済生会病院等は逆紹介率が 170%と言う数字であり、それは高度機能病院で診る必要のない患者を周辺医療機関に積極的に紹介していると言う意味である。これについても是非今後考えてもらいたい。</p>	<p>第 2 期中期計画において検討するよう医療センターと情報共有した。</p>
<p><b>第 2-4-(1) 地域医療支援病院としての機能強化</b></p> <p>地域医療機関と連携した紹介や逆紹介について、第 2 期についても明記するべきである。</p>	<p>第 2 期中期目標においても明記させていただく。</p>
<p><b>第 3-1-(2) 内部統制</b></p> <p>今後はできるだけ定量的に内部評価を行い、開示して頂きたい。そのためには、中期計画も目標の定量化に関する配慮が必要になってくると思う。</p>	<p>第 2 期中期計画において検討するよう医療センターと情報共有した。</p>
<p><b>第 3-1-(2) 内部統制</b></p> <p>第 1 期は、地方独立行政法人移行の期間であった。第 2 期は移行後安定期に入るが、リスクマネジメントの観点があまり見えない。他市事例を参考に一度検討していただきたい。いただきたい。この項目に「リスクマネジメント」の観点で文言を追加できないか。</p>	<p>中期計画を作成する医療センターと調整した結果、この項目に「リスクマネジメント体制の構築の検討」について記載することとした。</p>



<p><b>(第1期) 第3-2-(2) 法人職員の確保</b></p> <p>法人職員の確保を第2期中期目標から外した理由は人員確保を達成したからということか。第1期において達成した目標を第2期において削除せず引き続き経過を見ていくことも必要と考えるがいかがか。</p>	<p>「法人職員の確保」について削除としていたが、第3-2-(1)人材の確保において、「病院特有の事務に精通した職員を確保し、事務部門の職務能力の向上を図ること。」として記載しており、引き続き経過を見ていく。</p>
<p><b>第3-2-(3) 人事給与制度</b></p> <p>人事評価制度の導入にはコストがかかり、すぐには結果に結びつかない。医療センターで対応可能か疑問である。また、人事給与制度の構築についても医療センターが現状対応できるか疑問である。</p>	<p>医療センターの人事評価制度に対する取り組みとして、トライアル評価制度を実施し、各種の評価を行う取り組みを進めており、第2期中期目標期間において、人事評価制度の構築に向けて検討することは可能と判断した。また、人事給与制度については、第1期中期目標と同様のものとした。(人事評価制度と給与制度の連動は今後の課題として、人事評価制度と人事給与制度についてそれぞれ記載する方式とした。)</p>
<p><b>第3-2-(3) 人事給与制度</b></p> <p>「職員の意欲を引き出す」という表現は難しいかもしれないが、人事給与制度として文言は残した方がよい。実施するのなら、いつまでに実施するか期限を決めてやるのが理想である。</p>	
<p><b>第3-2-(3) 人事給与制度</b></p> <p>医療センターに人事評価制度は必要だと思う。構築に向けて検討することのような表現が良いのか、第2期中期目標期間において何か表現を加えた方がよいと思う。</p> <p>(第3期に向けた検討開始でもよい。)</p>	
<p><b>第4-1 経営基盤の確立</b></p> <p>経常収支比率、安定的な資金の確保についてもこれでよい。医療センターのような大病院だと資金量もある程度必要である。</p>	<p>第2期中期計画において指標や表現について気を付けながら取り組むよう医療センターへ伝える。</p>
<p><b>第4-2 収入の確保</b></p> <p>病床利用率・入院単価等について本来高度について本来高度急性期病院としての入院単価は、もっと高くても良いのではないかと思われる。例えば熊本済生会病院は1日の単価が11万を超えている。すなわち重度の患者を看ていると言う事である。</p>	<p>第2期中期計画において検討するよう医療センターと情報共有した。</p>
<p><b>第4-2 収入の確保</b></p> <p>DPCⅡ期間内の患者割合について述べられてあるが、平均在院日数の短縮はもちろん入院期間ⅢないしはⅢ超の患者割合を低下させる事が効率化に繋がると考える。</p> <p>また、機能評価係数2に関しては、効率化係数・複雑係数・</p>	<p>第2期中期計画において検討するよう医療センターと情報共有した。</p>

カバー率係数・救急医療係数等があるが果たして東大阪医療センターがこれらの係数の各高度急性期病院のベンチマークの中でどのポジションを占めているかと言う事も明確にするべきではないだろうか。	
<b>第 4-2 収入の確保</b> とりあえずこれでよい。	反対意見がなかったため原案どおり進めていく。
<b>第 4-3 費用の節減</b> 人件費率に関しては、委託等の間接人件費を総人件費の中に入れるべきではないかと思う。	第 2 期中期計画において検討するよう医療センターと情報共有した。
<b>第 4-3 費用の節減</b> 「在庫管理の適正化」について、更新していけばよいのではないか。	在庫管理の適正化について、費用の節減というよりリスクマネジメントの観点から内部統制の項目として、中期計画において検討するよう医療センターと情報共有した。
<b>第 4-3 費用の節減</b> 在庫管理の適正化を図ることについて、目標から外さず、引き続き継続していただいても良いのではないか。	在庫管理の適正化について、費用の節減というよりリスクマネジメントの観点から内部統制の項目として、中期計画において検討するよう医療センターと情報共有した。
<b>第 5-1 中河内救命救急センターの運営受託（受託決定後）</b> 中河内救命救急センターの運営は、本来医療センターと一緒に考えるべきである。救急医療も中河内救命救急センターが主体として 2. 5 次～3 次の救命センターとして機能すべきと考える。	地方独立行政法人として、大阪府より中河内救命救急センターの指定管理を受託しているが、令和 4 年度以降のあり方については決まっておらず今後大阪府と協議が必要になる。給与体系が医療センターと異なっている点など整理が必要なことも多く、第 2 期中期目標上は第 1 期同様に連携強化を行うという表記とした。
<b>第 5-1 中河内救命救急センターの運営受託（受託決定後）</b> (上記内容を踏まえて) これでよい。	反対意見がなかったため原案どおり進めていく。
<b>第 5-2 地域医療構想を踏まえた役割の明確化</b> 現在、国が全国的に推し進める地域医療構想の中で、医療は地域完結を目指すべきで病院完結ではない。それぞれの地域での病院が役割分担を明確にし、連携を取る事によって効率が良い地域医療が成立すると言う趣旨が地域医療構想である。	地域医療構想については、現時点で決定しておらず第 1 期同様の表記としたが、医療センターの役割について第 2 期中期計画において検討するよう医療センターと情報共有した。
<b>第 5-2 地域医療医構想を踏まえた役割の明確化</b>	医療センターと情報共有した。

<p>地域包括ケアシステムの中で退院後の急変時の再入院の受け入れ継続とあるが、入院患者の病態が、医療センターが担うべき病態なのかどうか判断した上での再入院でなくてはならないのではないだろうか。</p>	
<p><b>第 5-3 施設整備に関する事項</b></p> <p>「従来の想定を超える災害発生時に対応できるよう」とされているが、具体的にどのようなことを考えているのか。</p>	<p>医療センターの地下に非常用電源があり大雨の際に浸水する恐れがある。医療センターではエネルギー棟の建設なども含めて今後検討していくと言われている。</p>
<p><b>文章の表記</b></p> <p>第 1 期をもとに第 2 期を作成されているようだが、文章の表記の「構築すること。」などは第 1 期に構築できているようなら、「運用すること。」や「維持すること。」などとすることを検討すべきである。</p>	<p>第 3-1-(1) 病院の理念と基本方針の浸透における語尾「仕組みを構築すること。」を「仕組みを維持すること。」、第 3-1-(2) 内部統制ウにおける語尾「運営体制を構築すること。」を「運営体制を維持すること。」へ修正した。</p>
<p><b>その他</b></p> <p>入院収入と外来収入について令和元年度の決算で、外来収入が増えている。入院・外来比率が 40%以上あるが、これは高度急性期病院としては問題ではないかと考える。なぜなら全国の高度急性期病院の入院・外来比率はほぼほぼ 30%程度で入院に特化した医療を行っている現状がある。また、外来は医師に多くの時間と負担を強いる事から、これから医療センターが取り組むべき「働き方改革」の中で外来数を減らし、医師の負担を減らし入院の単価を上げ外来の収入を減らすと言う方向性が高度急性期病院としてあるべき姿ではないだろうか。</p>	<p>医療センターと情報共有した。</p>



## 第2回評価委員会までの主な意見と市の考え方

### ■中期目標（素案）に対する軽微な変更

#### 1. 病院の理念と基本方針の浸透

医療センターの理念と基本方針を、委託業者も含めた医療センターで働く全ての者が理解し、その目的達成に向け一丸となって取り組む仕組みを構築すること。

#### 【市の考え方】

上記文言について、第2期は第1期の内容を引き続き取り組むという文言へ変更した。（「引き続き取り組むこと。」）

（変更後）

医療センターの理念と基本方針を、委託業者も含めた医療センターで働く全ての者が理解し、その目的達成に向け一丸となって引き続き取り組むこと。

#### 2. 内部統制

ウ 明確な役割分担と適切な権限付与により、効率的・効果的な運営体制を構築すること。

#### 【市の考え方】

上記文言について、効率的・効果的な運営について、第1期に引き続き行うという文言へ変更した。（「運営を引き続き行うこと。」）

（変更後）

ウ 明確な役割分担と適切な権限付与により、効率的・効果的な運営を引き続き行うこと。

### ■中期目標（素案）に対する意見

#### 1. 内部統制について

第1期中期目標期間は、地方独立行政法人移行の期間であった。第2期中期目標期間は、安定期に入り、リスクマネジメントに対する記載があっても良いかと思う。

#### 【市の考え方】

医療センターとも調整を行い、リスクマネジメント体制の構築について追加することとした。

(変更前)

イ 各種情報収集・分析を基にした企画及び院内・院外への広報や連絡調整といった、組織横断的な経営企画機能の強化を図ること。

(変更後)

イ 各種情報収集・分析を基にした企画及び院内・院外への広報や連絡調整といった、組織横断的な経営企画機能の強化を図り、リスクマネジメント体制を構築すること。

## 2. 人材の確保と育成について

第1期中期目標の「法人職員の確保」について、第2期中期目標期間において引き続き経過を見られても良いかと思う。

### 【市の考え方】

人材の確保の項目において「病院特有の事務に精通した職員を確保し、事務部門の職務能力の向上を図ること。」として集約した。(原案どおり)

## 3. 人事給与制度について

(ア)人事評価制度の導入にコストがかかり、すぐに結果に結びつかない。医療センターで対応可能か疑問である。人事給与制度の構築も医療センターが対応できるか疑問である。

(イ)職員の意欲を引き出すというところまでは難しいかもしれないが、人事給与制度の文言は残したほうがよい。いつまでに実施するか期限を決めてやるのが理想である。

(ウ)医療センターに人事給与制度は必要だと思う。構築に向けて検討するなどの表現が良いかと思う。

### 【市の考え方】

医療センターの人事評価制度に対する取り組みとして、今年度よりトライアル評価制度を実施し、各職種の評価を行う取り組みを進めており、第2期中期目標期間において、人事評価制度の構築に向けて検討することは可能と判断した。

また、人事給与制度については、第1期中期目標と同様のものとした。

(変更前)

ア 職員の給与は、当該職員の勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合させること。

イ 医療センター独自の人事評価制度を構築し、職員の意欲を引き出す人事給与制度を構築すること。

(変更後)

ア 職員の業務や能力を適切に評価できる人事評価制度の構築を検討すること。

イ 職員の給与は、当該職員の勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合させること。

#### 4. 財務内容の改善に関する事項について

第1期中期目標の「医薬品、在庫管理の適正化を図ること。」について削除せず、更新していけばよいかと思う。

##### 【市の考え方】

「在庫管理の適正化を図ること」についてコスト削減という観点より、在庫紛失などのリスクに備える内部統制の観点から遵守すべき項目であり、中期目標(案)としては、費用の節減ではなく、内部統制のリスクマネジメントに包括されるとした。

よって、内部統制の項目のなかで、中期計画において改めて検討するとした。

(原案どおり)

#### ■その他各項目に対する意見

##### 1. がん医療について

緩和ケア病棟について、高度急性期病院の機能として果たして緩和ケアそのものがあるのかどうかという事については、もう一度根本に立ち返って考える必要があるのではないか。

##### 【市の考え方】

第2期中期計画において検討するよう医療センターと情報共有した。

##### 2. 4 疾病に対する医療について

糖尿病についても、糖尿病教室であるとか一般的な日常生活管理であるとかは、本来開業医を中心とした周辺医療機関の役割であり、むしろその周辺医療機関への新しい糖尿病の治験であるとか、糖尿病治療の方向性等を指導していく役目が医療センターの役割と考える。

##### 【市の考え方】

第2期中期計画において検討するよう医療センターと情報共有した。

3. 地域医療支援病院としての機能強化について

例えば熊本済生会病院等は逆紹介率が170%と言う数字であり、それは高度機能病院で診る必要のない患者を周辺医療機関に積極的に紹介していると言う意味である。これについても是非今後考えてもらいたい。

【市の考え方】

第2期中期計画において検討するよう医療センターと情報共有した。

4. 内部統制について

今後はできるだけ定量的に内部評価を行い、開示して頂きたい。そのためには、中期計画も目標の定量化に関する配慮が必要になってくると思う。

【市の考え方】

第2期中期計画において検討するよう医療センターと情報共有した。

5. 経営基盤の確立について

経常収支比率、安定的な資金の確保についてもこれでよい。医療センターのような大病院だと資金量もある程度必要である。

【市の考え方】

第2期中期計画において指標や表現について気を付けながら取り組むよう医療センターへ伝える。

6. 収入の確保について

(ア) 病床利用率・入院単価等について本来高度について本来高度急性期病院としての入院単価は、もっと高くても良いのではないかと思われる。例えば熊本済生会病院は1日の単価が11万を超えている。すなわち重度の患者を看ていると言う事である。

(イ) DPCⅡ期間内の患者割合について述べられてあるが、平均在院日数の短縮はもちろん入院期間ⅢないしはⅢ超の患者割合を低下させる事が効率化に繋がると考える。また、機能評価係数2に関しては、効率化係数・複雑係数・カバー率係数・救急医療係数等があるが果たして東大阪医療センターがこれらの係数の各高度急性期病院のベンチマークの中でどのポジションを占めているかと言う事も明確にするべきではないだろうか。

【市の考え方】

第2期中期計画において検討するよう医療センターと情報共有した。



## 7. 費用の節減について

人件費率に関しては、委託等の間接人件費を総人件費の中に入れるべきではないかと思う。

### 【市の考え方】

第2期中期計画において検討するよう医療センターと情報共有した。

## 8. 中河内救命救急センターの運営について

中河内救命救急センターの運営は、本来医療センターと一括に考えるべきである。救急医療も中河内救命救急センターが主体として2. 5次～3次の救命センターとして機能すべきと考える。

### 【市の考え方】

地方独立行政法人として、大阪府より中河内救命救急センターの指定管理を受託しているが、令和4年度以降のあり方については決まっておらず今後大阪府と協議が必要になる。給与体系が医療センターと異なっている点など整理が必要なことも多く、第2期中期目標上は第1期同様に連携強化を行うことという表記とした。

## 9. 地域医療構想を踏まえた役割の明確化について

(ア) 現在、国が全国的に推し進める地域医療構想の中で、医療は地域完結を目指すべきで病院完結ではない。それぞれの地域での病院が役割分担を明確にし、連携を取る事によって効率が良い地域医療が成立すると言う趣旨が地域医療構想である。

(イ) 地域包括ケアシステムの中で退院後の急変時の再入院の受け入れ継続（令和元年度法人の自己評価）とあるが、入院患者の病態が、医療センターが担うべき病態なのかどうか判断した上での再入院でなくてはならないのではないだろうか。

### 【市の考え方】

(ア) 地域医療構想については、現時点で決定しておらず第1期同様の表記としたが、医療センターの役割について第2期中期計画において検討するよう医療センターと情報共有した。

(イ) 医療センターと情報共有した。



## 地方独立行政法人市立東大阪医療センター 第2期中期目標（案）

### 前 文

地方独立行政法人市立東大阪医療センター（以下「医療センター」という）は、国指定の地域がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院、救急指定病院、災害拠点病院、管理型臨床研修指定病院などの公的、教育的役割をもち、地域の中核病院としての機能を担ってきた。

近年、少子高齢化に伴い社会保障制度改革、医療法改正など、国の医療行政が劇的に変化しているなかで、医療センターにおいては、平成28年10月に地方独立行政法人に移行し、このような医療情勢の変化に迅速に対応してきた。500床を超える公立病院として、地域に必要な急性期医療の提供、採算性の面から民間医療機関では困難とされる災害時医療などを、安定した経営基盤のもとで継続的に提供することが求められている。

第1期中期目標期間においては、職員の積極的な採用による人材確保、ICU（集中治療室）の増床、NICU（新生児特定集中治療室）の移転改修、ハイブリッド手術室の新設等、集中治療部門・手術部門の整備を行いつつ、経営状況については収支の改善が一定図られてきた。

第2期中期目標期間においても、引き続き、公共性、透明性及び自主性という地方独立行政法人制度の特長を生かし、医師をはじめとする人材を確保・育成し、ONE TEAM（ワンチーム）となって、患者ファーストの医療提供、更なる収支改善に取り組まれない。

また、地域の急性期医療の担い手として、特にがん診療・救急医療の充実、地域の医療・介護関係機関及び市の関係部局との連携強化を図り、誠実で良質な医療を適切に提供することにより、市民から選ばれ、かつ職員にとって働きがいのある医療センターとなることを期待する。

なお、第2期中期計画の策定に際しては、この中期目標を確実に達成するために具体的な数値目標の設定、進捗管理を行い、常に改善していくことを求めておく。

### 第1 中期目標の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とする。

### 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

東大阪市及び中河内医療圏の中核病院として、急性期医療を中心に、誠実で安全な医療を提供すると共に、地域の医療機関との機能分担と連携を強化し、地域の医療水準の向上に貢献すること。

また、信頼できる対応、患者や家族のQOL（クオリティー・オブ・ライフ）の向上を意識した治療、より快適な環境整備等に努めること。

## 1 医療センターとして担うべき役割

### (1) 救急医療

- ア 24時間365日の救急医療体制の維持・充実を図ること。
- イ 中河内救命救急センターとの連携を強化することにより、救急医療の充実に努めること。

### (2) 小児医療、周産期医療

- ア 小児救急病院として、小児救急医療体制の充実を図ること。
- イ 地域周産期母子医療センターとして、受入機能の充実に努めること。
- ウ 公的病院として特定妊婦を受け入れ、出産・育児へのケアを行うこと。

### (3) がん医療

国指定の地域がん診療連携拠点病院としてがん診療機能を強化すること。

### (4) 4疾病に対する医療

4疾病（脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患）に対する医療水準の向上に努めること。

### (5) 災害時医療

- ア 市の定める地域防災計画に基づき、災害や事故の発生に備えると共に、災害時においては、市域の医療提供体制の中心的役割を担うこと。
- イ 災害拠点病院として求められる機能の維持・向上に努めること。

### (6) 感染症への対応

新型ウイルスによる感染症等、健康危機事象が発生した時は市の担当部署等と連携してその対応を講じ、公的病院としての役割を果たすこと。

### (7) その他の役割

- ア 検診、公開講座等を通じて疾病予防の啓発を行うこと。
- イ 難病患者に対する適切な医療を行い、患者・家族を支援すること。
- ウ 臨床研究を行うことにより、治療方法の開発や病気の原因解明に取り組むこと。
- エ 市が行う保健・福祉関連施策に協力し、関係部署との連携を図ること。

## 2 患者満足度の向上

### (1) 患者満足度の向上

- ア 患者満足度を向上させることは、経営の健全化にも繋がる重要な要素であることから、定期的にアンケートを行うなど、患者の満足度のモニタリングを行い、満足度の向上に努めること。
- イ 院内で働く全ての職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、研修等により日々向上に努めること。
- ウ 入院患者を中心としたきめ細やかな配慮を行うことで、入院中の生活面での不

安を取り除き、病状の回復に専念できる快適な環境を提供すること。

エ 外来患者の診察・検査・会計の待ち時間を短縮し、院内滞在時間の短縮に努めること。

オ 急性期の医療機関として、退院後の生活をも見据えた診療計画と医療を提供すること。

## **(2) 院内環境の快適性の向上**

ア 患者や来院者に、より清潔で快適な療養環境を提供するため、院内の整理、整頓及び美化に努めること。

イ 施設の維持補修を計画的に行うと共に、誰もが利用しやすい環境を整備すること。

ウ ボランティアの受け入れを推進し、病棟など多様な分野へのボランティア活動の拡充を図ること。

## **3 信頼性の向上と情報発信**

### **(1) 医療の質・安全対策**

ア 安全・安心で質の高い医療を効率的に提供できているか第三者による評価を受け、継続的に業務改善活動に取り組むこと。

イ 医療安全対策やインフォームド・コンセントを徹底すること。

### **(2) 情報発信、個人情報保護**

ア ウェブサイト等により、受診案内、医療情報、診療実績及び法人の経営状況等を積極的に発信することで患者や地域との信頼関係を築き、選ばれる病院となるよう努めること。

イ 患者の権利を尊重するとともに、個人情報保護について適切に対処し、信頼性の向上に努めること。

## **4 地域医療機関等との連携強化**

### **(1) 地域医療支援病院としての機能強化**

ア 急性期病院である医療センターの機能を果たすために、地域の医療機関や市の関係部局と連携しつつ「かかりつけ医」を持つことの啓発を行い、病状に応じた紹介及び逆紹介により、地域で必要とされる専門的な医療、入院医療、救急医療を積極的に行い、機能分担を進めること。

イ 院内の施設・設備を地域に開放し共同診療を行うほか、地域医療確保のための研修会の開催を行うこと。

### **(2) 地域包括ケアシステム構築への貢献**

ア 医療・介護・福祉施設や市と連携し、地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。

イ 医療ネットワーク構築に関する協議会等において、地域の中核病院としての役割を担うこと。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の特長を十分に生かし、意思決定の仕組みや指示系統の構築を始め、業務運営の改善を行うこと。

また、働きたいと思われ、選ばれる病院となるよう、人事給与制度の構築や職場環境の改善、人材育成など、職員の満足度が向上する施策を展開すること。

#### 1 業務運営体制の構築

##### (1) 病院の理念と基本方針の浸透

医療センターの理念と基本方針を、委託業者も含めた医療センターで働く全ての者が理解し、その目的達成に向け一丸となって引き続き取り組むこと。

##### (2) 内部統制

ア 地方独立行政法人に求められる内部統制の目的に留意し、当該中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、医療センターの設立目的を有効かつ効率的に果たすための仕組みを適切に運用すること。

イ 各種情報収集・分析を基にした企画及び院内・院外への広報や連絡調整といった、組織横断的な経営企画機能の強化を図り、リスクマネジメント体制を構築すること。

ウ 明確な役割分担と適切な権限付与により、効率的・効果的な運営を引き続き行うこと。

##### (3) 適切かつ弾力的な人員配置

各診療科や入院・外来の人員配置を適切に行い、効率的・効果的な業務運営に努めること。

##### (4) 医療資源等の有効活用

ア 病床、手術室の稼働状況に注視し、その効果的な活用に努めること。

イ 医療機器の購入後は、投資に見合った活用ができているか継続的に確認し、必要に応じて見直しを図ること。

#### 2 人材の確保と育成

##### (1) 人材の確保

ア 医療センターが提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師及び医療技術職員の安定確保に努めること。

イ 病院特有の事務に精通した職員を確保し、事務部門の職務能力の向上を図ること。

## (2) 人材の育成

職員の職務能力・コミュニケーション能力の向上など役割に応じた多様な研修による人材育成を戦略的・計画的に行うこと。特に、職員の意識改革を図る措置を講じること。

## (3) 人事給与制度

ア 職員の業務や能力を適切に評価できる人事評価制度の構築を検討すること。

イ 職員の給与は、当該職員の勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合させること。

## (4) 職員満足度の向上

ア ワークライフバランスに配慮した働きやすい就労環境の整備に努めること。

イ 職員が満足して働くことができているか定期的に測定し、適切に評価すること。また、その結果を現場にフィードバックし、結果の有効活用を図ること。

ウ 職員が明確なキャリアプランを描けるよう支援するとともに、自己研鑽を推進すること。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

地方独立行政法人の趣旨に沿った基準による適切な運営費負担金のもと、収入確保及び費用の節減、その他中期目標に定める種々の経営改善に取り組み、財務内容の改善を図ること。

### 1 経営基盤の確立

ア 毎年度の経常収支比率を改善すること。

イ 業務運営に必要な資金を安定的に確保すること。

### 2 収入の確保

ア 法改正や診療報酬改定に対して迅速に対応し、新たな基準・加算の取得などにより収益を確保すること。

イ 地域医療機関からの新規紹介患者の増加を図り、新規入院患者の増加及び病床利用率の向上による増収を目指すこと。

ウ 医療事務の電子化と精度向上を図り、適切な診療報酬の請求に努めること。

エ 未収金の未然防止対策及び早期回収に努めること。

オ 診療報酬によらない料金の設定については、原価や周辺施設との均衡などを考慮し、適時、適切な改定に努めること。

### 3 費用の節減

ア 人件費比率の適正化を図ること。

- イ 後発医薬品採用の更なる促進を図ること。
- ウ 診療材料等の調達コストの削減を図ること。
- エ 各種契約の見直し（仕様の見直し、複数年契約等）により、経費の削減を図ること。

## **第5 その他の業務運営に関する重要事項**

### **1 中河内救命救急センターの運営**

- ア 現在の指定管理期間満了となる令和4年4月以降の運営について、本市とともに大阪府と十分な協議を行い方向性を決定すること。
- イ 医療センターと中河内救命救急センターの連携強化による効率化など、相乗効果を発揮すること。
- ウ 事業運営に当たっては収支状況に注視し、管理運営事業の委託者である大阪府と十分な調整を図ること。

### **2 地域医療構想を踏まえた役割の明確化**

中期目標に定めたものの他、地域医療構想を踏まえ、医療センターとして果たすべき役割を明確化し、その実現に向けた具体的取組みを実行すること。

### **3 施設整備に関する事項**

- ア 建築から20年以上経過した施設・設備について、計画的に適切な点検・改修・更新を行い、長寿命化を進めること。
- イ 従来の想定を超える災害発生時に対応できるよう、施設の強靱化について検討し、取組を進めること。



(案)

令和2年 月 日

東大阪市長 野田 義和 様

地方独立行政法人

市立東大阪医療センター評価委員会

委員長 津 森 孝 生

職務代理者 塩 尻 明 夫

委員 北 野 恵 子

委員 喜 馬 通 博

委員 高 橋 弘 枝

委員 田 中 崇 公

委員 米 山 隆 夫

### 意 見 書

地方独立行政法人市立東大阪医療センターに係る第2期中期目標(案)について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第25条第3項に基づく当評価委員会の意見は下記のとおりです。

### 記

法第25条第1項の規定に基づく第2期中期目標については、別添のとおりとすることが適当と判断します。



地方独立行政法人市立東大阪医療センター中期目標（第2期・第1期）対照表

第2期中期目標（案）	第1期中期目標
<p><b>前文</b></p> <p>地方独立行政法人市立東大阪医療センター（以下「医療センター」という）は、国指定の地域がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院、救急指定病院、災害拠点病院、管理型臨床研修指定病院などの公的、教育的役割をもち、地域の中核病院としての機能を担ってきた。</p> <p>近年、少子高齢化に伴い社会保障制度改革、医療法改正など、国の医療行政が劇的に変化しているなかで、医療センターにおいては、平成28年10月に地方独立行政法人に移行し、このような医療情勢の変化に迅速に対応してきた。500床を超える公立病院として、地域に必要な急性期医療の提供、採算性の面から民間医療機関では困難とされる災害時医療などを、安定した経営基盤のもとで継続的に提供することが求められている。</p> <p>第1期中期目標期間においては、職員の積極的な採用による人材確保、ICU（集中治療室）の増床、NICU（新生児特定集中治療室）の移転改修、ハイブリッド手術室の新設等、集中治療部門・手術部門の整備を行いつつ、経営状況については収支の改善が一定図られてきた。</p> <p>第2期中期目標期間においても、引き続き、公共性、透明性及び自主性という地方独立行政法人制度の特長を生かし、医師をはじめとする人材を確保・育成し、ONE TEAM（ワンチーム）となって、患者ファーストの医療提供、更なる収支改善に取り組まれない。</p> <p>また、地域の急性期医療の担い手として、特にがん診療・救急医療の充実、地域の医療・介護関係機関及び市の関係部局との連携強化を図り、誠実で良質な医療を適切に提供することにより、市民から選ばれ、かつ職員にとって働きがいのある医療センターとなることを期待する。</p> <p>なお、第2期中期計画の策定に際しては、この中期目標を確実に達成するために具体的な数値目標の設定、進捗管理を行い、常に改善していくことを求めておく。</p>	<p><b>前文</b></p> <p>東大阪市立総合病院は、「私たちはあなたのために最善を尽くします」との理念に基づき、国指定の地域がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院、救急指定病院、災害拠点病院、管理型臨床研修病院などの公的、教育的役割をもち、地域の中核病院としての機能を担っている。</p> <p>近年、少子高齢化に伴い社会保障制度改革、医療法改正など、国の医療行政が劇的に変化しているなかで、総合病院においては、このような医療情勢への対応の困難さ、医師不足による診療科の休止、病床利用率の低下などが複合的に影響し、病院経営が厳しい状況にある。しかし、500床を超える公立病院として、地域に必要な急性期医療・救急医療、採算性の面から民間医療機関では困難とされる災害時医療などを、安定した経営基盤のもとで継続的に提供することが求められている。</p> <p>このような状況のもと、経営の自由度を高めるとともに責任を明確にし、医療環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、より効率的な運営を図り経営改善していくことを目的として、総合病院を地方独立行政法人市立東大阪医療センター（以下「医療センター」という。）として経営形態を移行することとし、ここに医療センターの基本方針となる中期目標を定めるものである。</p> <p>今後、公共性、透明性及び自主性という地方独立行政法人制度の特長を生かし、医師をはじめとする人材を確保・育成し、冒頭の理念を浸透させ、職員一丸となって経営改善に取り組み、経常収支の黒字化を目指すとともに、中期計画の策定に際しては、この中期目標を確実に達成するために具体的な数値目標の設定を行い、進捗管理に努めることを求める。</p> <p>なお、地域の急性期医療の担い手として、特にがん診療、救急医療の充実、地域との連携強化を図り、いざという時に頼りになる医療センターとして、患者視点に立ったホスピタリティに満ちた良質な医療を適切に提供することにより、市民の健康度の最大化、患者と家族の苦痛の最小化を図り、市民から選ばれ、かつ職員にとって働きがいのある医療センターとなることを期待する。</p>
<p><b>第1 中期目標の期間</b></p>	<p><b>第1 中期目標の期間</b></p>
<p>令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とする。</p>	<p>平成28年10月1日から平成33年3月31日までの4年6ヵ月間とする。</p>
<p><b>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p>	<p><b>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p>
<p>東大阪市及び中河内医療圏の中核病院として、急性期医療を中心に、誠実で安全な医療を提供すると共に、地域の医療機関との機能分担と連携を強化し、地域の医療水準の向上に貢献すること。</p> <p>また、信頼できる対応、患者や家族のQOL（クオリティー・オブ・ライフ）の向上を意識した治療、より快適な環境整備等に努めること。</p>	<p>東大阪市及び中河内医療圏の中核病院として、急性期医療を中心に、良質で安全な医療を提供すると共に、地域の医療機関との機能分担と連携を強化し、地域の医療水準の向上に貢献すること。</p> <p>また、「私たちはあなたのために最善を尽くします」という理念を具現化し、信頼できる対応、患者や家族のQOL（クオリティー・オブ・ライフ）の向上を意識した治療、より快適な環境整備等に努めること。</p>
<p><b>1 医療センターとして担うべき役割</b></p>	<p><b>1 医療センターとして担うべき役割</b></p>
<p><b>(1) 救急医療</b></p> <p>ア 24時間365日の救急医療体制の維持・充実を図ること。</p> <p>イ 中河内救命救急センターとの連携を強化することにより、救急医療の充実に努めること。</p>	<p><b>(1) 救急医療</b></p> <p>ア 24時間365日の救急医療体制の維持・充実を図ること。</p> <p>イ 中河内救命救急センターとの連携を強化することにより、救急医療の充実に努めること。</p>

<p>(2) 小児医療、周産期医療</p> <p>ア 小児救急病院として、小児救急医療体制の充実を図ること。</p> <p>イ 地域周産期母子医療センターとして、受入機能の充実に努めること。</p> <p>ウ 公的病院として特定妊婦を受け入れ、出産・育児へのケアを行うこと。</p>	<p>(2) 小児医療、周産期医療</p> <p>ア 小児救急病院として、小児救急医療体制の充実を図ること。</p> <p>イ 地域周産期母子医療センターとして、受入機能の充実に努めること。</p> <p>ウ 公的病院として特定妊婦を受け入れ、出産・育児へのケアを行うこと。</p>
<p>(3) がん医療</p> <p>国指定の地域がん診療連携拠点病院としてがん診療機能を強化すること。</p>	<p>(3) 4 疾病に対する医療水準の向上</p> <p>国指定の地域がん診療連携拠点病院としてがん診療機能を強化することはもとより、心筋梗塞、脳卒中、糖尿病を含めた4 疾病に対する医療水準の向上に努めること。</p>
<p>(4) 4 疾病に対する医療</p> <p>4 疾病（脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患）に対する医療水準の向上に努めること。</p>	
<p>(5) 災害時医療</p> <p>ア 市の定める地域防災計画に基づき、災害や事故の発生に備えると共に、災害時においては、市域の医療提供体制の中心的役割を担うこと。</p> <p>イ 災害拠点病院として求められる機能の維持・向上に努めること。</p>	<p>(4) 災害時医療</p> <p>ア 市の定める地域防災計画に基づき、災害や事故の発生に備えると共に、災害時においては、市域の医療提供体制の中心的役割を担うこと。</p> <p>イ 災害拠点病院として求められる機能の維持・向上に努めること。</p>
<p>(6) 感染症への対応</p> <p>新型ウイルスによる感染症等、健康危機事象が発生した時は市の担当部署等と連携してその対応を講じ、公的病院としての役割を果たすこと。</p>	<p>(5) 感染症への対応</p> <p>新型インフルエンザ等協力医療機関としての機能と同様に、感染症の発症等、健康危機事象が発生した時は市の担当部署等と連携してその対応を講じ、公的病院としての役割を果たすこと。</p>
	<p>(6) 予防医療</p> <p>人間ドック、その他検診等の疾病予防の取組みを行うこと。</p>
<p>(7) その他の役割</p> <p>ア 検診、公開講座等を通じて疾病予防の啓発を行うこと。</p> <p>イ 難病患者に対する適切な医療を行い、患者・家族を支援すること。</p> <p>ウ 臨床研究を行うことにより、治療方法の開発や病気の原因解明に取り組むこと。</p> <p>エ 市が行う保健・福祉関連施策に協力し、関係部署との連携を図ること。</p>	<p>(7) 保健福祉行政との連携</p> <p>市立の医療センターとして、市が行う保健・福祉関連施策に協力し、及び関係部署との連携を図ること。</p>
<p>2 患者満足度の向上</p>	<p>2 患者・市民満足度の向上</p>
<p>(1) 患者満足度の向上</p> <p>ア 患者満足度を向上させることは、経営の健全化にも繋がる重要な要素であることから、定期的にアンケートを行うなど、患者の満足度のモニタリングを行い、満足度の向上に努めること。</p> <p>イ 院内で働く全ての職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、研修等により日々向上に努めること。</p> <p>ウ 入院患者を中心としたきめ細やかな配慮を行うことで、入院中の生活面での不安を取り除き、病状の回復に専念できる快適な環境を提供すること。</p> <p>エ 外来患者の診察・検査・会計の待ち時間を短縮し、院内滞在時間の短縮に努めること。</p> <p>オ 急性期の医療機関として、退院後の生活をも見据えた診療計画と医療を提供すること。</p>	<p>(1) 患者・市民満足度のモニタリング</p> <p>患者・市民満足度を向上させることは、経営の健全化にも繋がる重要な要素であることから、定期的にアンケートを行うなど、患者・市民の満足度のモニタリングを行い、満足度の向上に努めること。</p>

	<p>(2) 職員の接遇向上</p> <p>院内で働く全ての職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、研修等により日々向上に努めること。</p>
	<p>(3) 患者満足度の向上</p> <p>ア 入院患者を中心としたきめ細やかな配慮を行うことで、入院中の生活面での不安を取り除き、病状の回復に専念できる快適な環境を提供すること。</p> <p>イ 外来患者の受診待ち時間及び検査の待ち時間を短縮し、院内に留まる時間全体の短縮に努めること。</p> <p>ウ 急性期の医療機関として、退院後の生活をも見据えた診療計画と医療を提供すること。</p>
<p>(2) 院内環境の快適性の向上</p> <p>ア 患者や来院者に、より清潔で快適な療養環境を提供するため、院内の整理、整頓及び美化に努めること。</p> <p>イ 施設の維持補修を計画的に行うと共に、誰もが利用しやすい環境を整備すること。</p> <p>ウ ボランティアの受け入れを推進し、病棟など多様な分野へのボランティア活動の拡充を図ること。</p>	<p>(4) 院内環境の快適性の向上</p> <p>ア 患者や来院者に、より清潔で快適な療養環境を提供するため、院内の整理、整頓及び美化に努めること。</p> <p>イ 施設の維持補修を計画的に行うと共に、誰もが利用しやすい環境を整備すること。</p>
	<p>(5) ボランティアとの協働</p> <p>ボランティアの受け入れを推進し、病棟など多様な分野へのボランティア活動の拡充を図ること。</p>
<p>3 信頼性の向上と情報発信</p>	<p>3 信頼性の向上と情報発信</p>
<p>(1) 医療の質・安全対策</p> <p>ア 安全・安心で質の高い医療を効率的に提供できているか第三者による評価を受け、継続的に業務改善活動に取り組むこと。</p> <p>イ 医療安全対策やインフォームド・コンセントを徹底すること。</p>	<p>ア 安全・安心で質の高い医療を効率的に提供できているか第三者による評価を受け、継続的に業務改善活動に取り組むこと。</p> <p>イ 医療安全対策やインフォームド・コンセントを徹底すること。また、個人情報の保護を適切に実施することで、信頼性の向上に努めること。</p> <p>ウ ウェブサイト等により、受診案内、医療情報、診療実績及び法人の経営状況等を積極的に発信することで患者や地域との信頼関係を築き、選ばれる病院となるよう努めること。</p>
<p>(2) 情報発信、個人情報保護</p> <p>ア ウェブサイト等により、受診案内、医療情報、診療実績及び法人の経営状況等を積極的に発信することで患者や地域との信頼関係を築き、選ばれる病院となるよう努めること。</p> <p>イ 患者の権利を尊重するとともに、個人情報保護について適切に対処し、信頼性の向上に努めること。</p>	
<p>4 地域医療機関等との連携強化</p>	<p>4 地域医療機関等との連携強化</p>
<p>(1) 地域医療支援病院としての機能強化</p> <p>ア 急性期病院である医療センターの機能を果たすために、地域の医療機関や市の関係部局と連携しつつ「かかりつけ医」を持つことの啓発を行い、病状に応じた紹介及び逆紹介により、地域で必要とされる専門的な医療、入院医療、救急医療を積極的に行い、機能分担を進めること。</p> <p>イ 院内の施設・設備を地域に開放し共同診療を行うほか、地域医療確保のための研修会の開催を行うこ</p>	<p>(1) 地域医療支援病院としての機能強化</p> <p>ア 急性期病院である医療センターの機能を果たすために、地域の医療機関や市の関係部局と連携しつつ「かかりつけ医」を持つことの啓発を行い、病状に応じた紹介及び逆紹介により、地域で必要とされる専門的な医療、入院医療、救急医療を積極的に行い、機能分担を進めること。</p> <p>イ 院内の施設・設備を地域に開放し共同診療を行うほか、地域医療確保のための研修会の開催を行うこ</p>

と。	と。
<b>(2) 地域包括ケアシステム構築への貢献</b> ア 医療・介護・福祉施設や市と連携し、地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。 イ 医療ネットワーク構築に関する協議会等において、地域の中核病院としての役割を担うこと。	<b>(2) 地域包括ケアシステム構築への貢献</b> 医療・介護・福祉施設や市と連携し、地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。
	<b>(3) 地域の医療ネットワーク構築の推進</b> 医療ネットワーク構築に関する協議会等において、地域の中核病院としての役割を担うこと。
<b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b>	<b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b>
地方独立行政法人制度の特長を十分に生かし、意思決定の仕組みや指示系統の構築を始め、業務運営の改善を行うこと。 また、働きたいと思われ、選ばれる病院となるよう、人事給与制度の構築や職場環境の改善、人材育成など、職員の満足度が向上する施策を展開すること。	地方独立行政法人制度の特長を十分に生かし、意思決定の仕組みや指示系統の再構築を始め、業務運営の抜本的な改善を行うこと。 また、働きたいと思われ、選ばれる病院となるよう、人事給与制度の構築や職場環境の改善、人材育成など、職員の満足度が向上する施策を展開すること。
<b>1 業務運営体制の構築</b>	<b>1 業務運営体制の構築</b>
<b>(1) 病院の理念と基本方針の浸透</b> 医療センターの理念と基本方針を、委託業者も含めた医療センターで働く全ての者が理解し、その目的達成に向け一丸となって引き続き取り組むこと。	<b>(1) 病院の理念と基本方針の浸透</b> 医療センターの理念と基本方針を明確化すると共に、委託業者も含めた医療センターで働く全ての者がその理念と基本方針を理解し、その目的達成に向け一丸となって取り組む仕組みを構築すること。
	<b>(2) 経営基盤を支える組織体制の整備</b> ア 各種情報収集・分析を基にした企画、院内・院外への広報や連絡調整といった、組織横断的な経営企画機能の強化を図ること。 イ 明確な役割分担と適切な権限付与により、効率的・効果的な運営体制を構築すること。
<b>(2) 内部統制</b> ア 地方独立行政法人に求められる内部統制の目的に留意し、当該中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、医療センターの設立目的を有効かつ効率的に果たすための仕組みを適切に運用すること。 イ 各種情報収集・分析を基にした企画及び院内・院外への広報や連絡調整といった、組織横断的な経営企画機能の強化を図り、リスクマネジメント体制を構築すること。 ウ 明確な役割分担と適切な権限付与により、効率的・効果的な運営を引き続き行うこと。	<b>(3) 内部統制</b> 地方独立行政法人に求められる内部統制の目的に留意し、当該中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、医療センターの設立目的を有効かつ効率的に果たすための仕組みを構築すると共に適切な運用に努めること。
<b>(3) 適切かつ弾力的な人員配置</b> 各診療科や入院・外来の人員配置を適切に行い、効率的・効果的な業務運営に努めること。	

<p><b>(4) 医療資源等の有効活用</b></p> <p>ア 病床、手術室の稼働状況に注視し、その効果的な活用に努めること。</p> <p>イ 医療機器の購入後は、投資に見合った活用ができていないか継続的に確認し、必要に応じて見直しを図ること。</p>	
<p><b>2 人材の確保と育成</b></p>	<p><b>2 人材の確保と育成</b></p>
<p><b>(1) 人材の確保</b></p> <p>ア 医療センターが提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師及び医療技術職員の安定確保に努めること。</p> <p>イ 病院特有の事務に精通した職員を確保し、事務部門の職務能力の向上を図ること。</p>	<p><b>(1) 医療専門職の確保</b></p> <p>医療センターが提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師及び医療技術職員の安定確保に努めること。特に休診中である呼吸器内科などの診療科の医師の確保には、最大限努めること。</p>
	<p><b>(2) 法人職員の確保</b></p> <p>法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保し、事務部門の職務能力の向上を図ること。</p>
<p><b>(2) 人材の育成</b></p> <p>職員の職務能力・コミュニケーション能力の向上など役割に応じた多様な研修による人材育成を戦略的・計画的に行うこと。特に、職員の意識改革を図る措置を講じること。</p>	<p><b>(3) 職員の育成</b></p> <p>職員の職務能力・コミュニケーション能力の向上など役割に応じた多様な研修による人材育成を戦略的・計画的に行うこと。特に、地方独立行政法人に移行し、医療センターとして新たなスタートを切ることを契機として、職員の意識改革を図る措置を講じること。</p>
<p><b>(3) 人事給与制度</b></p> <p>ア 職員の業務や能力を適切に評価できる人事評価制度の構築を検討すること。</p> <p>イ 職員の給与は、当該職員の勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合させること。</p>	
<p><b>(4) 職員満足度の向上</b></p> <p>ア ワークライフバランスに配慮した働きやすい就労環境の整備に努めること。</p> <p>イ 職員が満足して働くことができているか定期的に測定し、適切に評価すること。</p> <p>また、その結果を現場にフィードバックし、結果の有効活用を図ること。</p> <p>ウ 職員が明確なキャリアプランを描けるよう支援するとともに、自己研鑽を推進すること。</p>	
	<p><b>3 効率的・効果的な業務運営</b></p>
	<p><b>(1) 適切かつ弾力的な人員配置</b></p> <p>各診療科や入院・外来の人員配置を適切に行い、効率的・効果的な業務運営に努めること。</p>
	<p><b>(2) 予算執行の弾力化</b></p> <p>予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行い、効率的・効果的な業務運営に努めること。</p>

	<p>(3) 人事給与制度</p> <p>ア 職員の給与は、当該職員の勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合すること。</p> <p>イ 職員の業績や能力を適切に評価できる制度を構築し、職員の意欲を引き出す人事給与制度を構築すること。</p>
	<p>(4) 契約の見直し</p> <p>ア 地方自治法に縛られない民間的手法を取り入れ、各種契約の合理化を図ること。</p> <p>イ 高額医療機器を購入する際など、医療面での必要性の議論のみならず、持続的な経営を担保するため、費用対効果や収益性など財務面での定量的な検討も行うこと。</p>
	<p>(5) 医療資源等の有効活用</p> <p>ア 病床、手術室の稼働状況に注視し、その効果的な活用に努めること。</p> <p>イ 医療機器の購入後は、投資に見合った活用ができていないか継続的に確認し、必要に応じて見直しを図ること。</p>
	<p>4 職員満足度の向上</p> <p>ア ワークライフバランスに配慮した働きやすい就労環境の整備に努めること。</p> <p>イ 職員が満足して働くことができているか定期的に測定し、適切に評価すること。また、その結果を現場にフィードバックし、結果の有効活用を図ること。</p> <p>ウ 職員が明確なキャリアプランを描けるよう、自己研鑽を推進すること。</p>
<b>第4 財務内容の改善に関する事項</b>	<b>第4 財務内容の改善に関する事項</b>
<p>地方独立行政法人の趣旨に沿った基準による適切な運営費負担金のもと、収入確保及び費用の節減、その他中期目標に定める種々の経営改善に取り組み、財務内容の改善を図ること。</p>	<p>地方独立行政法人の趣旨に沿った基準による適切な運営費負担金のもと、収入確保及び費用の節減、その他中期目標に定める種々の経営改善に取り組み、中期目標期間内に医業収支の改善及び経常収支比率 100%以上を達成すること。</p>
<p>1 経営基盤の確立</p> <p>ア 毎年度の経常収支比率を改善すること。</p> <p>イ 業務運営に必要な資金を安定的に確保すること。</p>	
<p>2 収入の確保</p>	<p>1 収入の確保</p>



<p>ア 法改正や診療報酬改定に対して迅速に対応し、新たな基準・加算の取得などにより収益を確保すること。</p> <p>イ 地域医療機関からの新規紹介患者の増加を図り、新規入院患者の増加及び病床利用率の向上による増収を目指すこと。</p> <p>ウ 医療事務の電子化と精度向上を図り、適切な診療報酬の請求に努めること。</p> <p>エ 未収金の未然防止対策及び早期回収に努めること。</p> <p>オ 診療報酬によらない料金の設定については、原価や周辺施設との均衡などを考慮し、適時、適切な改定に努めること。</p>	<p>ア 法改正や診療報酬改定に対して迅速に対応し、新たな基準・加算の取得などにより収益を確保すること。</p> <p>イ 新規入院患者の増加、入院日数の適正化、病床利用率の向上による増収を目指すこと。</p> <p>ウ 適切な診療報酬の請求に努めること。</p> <p>エ 未収金の未然防止対策及び早期回収に努めること。</p> <p>オ 診療報酬によらない料金の設定については、原価や周辺施設との均衡などを考慮し、適時、適切な改定に努めること。</p>
<p><b>3 費用の節減</b></p>	<p><b>2 費用の節減</b></p>
<p>ア 人件費比率の適正化を図ること。</p> <p>イ 後発医薬品採用の更なる促進を図ること。</p> <p>ウ 診療材料等の調達コストの削減を図ること。</p> <p>エ 各種契約の見直し（仕様の見直し、複数年契約等）により、経費の削減を図ること。</p>	<p>ア 人件費比率の適正化を図ること。</p> <p>イ 後発医薬品採用の更なる促進を図ること。</p> <p>ウ 医薬品、診療材料の在庫管理の適正化を図ること。</p> <p>エ 診療材料等の調達コストの削減を図ること。</p> <p>オ 各種契約の見直し（複数年契約、契約の統合等）により、経費の削減に努めること。</p>
<p><b>第5 その他の業務運営に関する重要事項</b></p>	<p><b>第5 その他の業務運営に関する重要事項</b></p>
<p><b>1 中河内救命救急センターの運営</b></p>	<p><b>1 中河内救命救急センターの運営受託（受託決定後）</b></p>
<p>ア 現在の指定管理期間満了となる令和4年4月以降の運営について、本市とともに大阪府と十分な協議を行い方向性を決定すること。</p> <p>イ 医療センターと中河内救命救急センターの連携強化による効率化など、相乗効果を発揮すること。</p> <p>ウ 事業運営に当たっては収支状況に注視し、管理運営事業の委託者である大阪府と十分な調整を図ること。</p>	<p>ア 中河内救命救急センターの運営が滞ることの無いよう、円滑に引き継ぐこと。</p> <p>イ 医療センターと中河内救命救急センターの連携強化による効率化など、相乗効果を発揮すること。</p> <p>ウ 事業運営に当たっては収支状況に注視し、管理運営事業の委託者である大阪府と十分な調整を図ること。</p>
<p><b>2 地域医療構想を踏まえた役割の明確化</b></p>	<p><b>2 地域医療構想を踏まえた役割の明確化</b></p>
<p>中期目標に定めたものの他、地域医療構想を踏まえ、医療センターとして果たすべき役割を明確化し、その実現に向けた具体的取組みを実行すること。</p>	<p>中期目標に定めたものの他、地域医療構想を踏まえ、医療センターとして果たすべき役割を明確化し、その実現に向けた具体的取組みを実行すること。</p>
<p><b>3 施設整備に関する事項</b></p>	
<p>ア 建築から20年以上経過した施設・設備について、計画的に適切な点検・改修・更新を行い、長寿命化を進めること。</p> <p>イ 従来の想定を超える災害発生時に対応できるよう、施設の強靱化について検討し、取組を進めること。</p>	

地方独立行政法人市立東大阪医療センター中期目標（第2期案・素案）対照表

第2期中期目標（案）	第2期中期目標（素案）
前文 （略） 第1期中期目標期間においては、職員の積極的な採用による人材確保、ICU（集中治療室）の増床、NICU（新生児特定集中治療室）の移転改修、ハイブリッド手術室の <u>新設</u> 等、集中治療部門・手術部門の整備を行いつつ、経営状況については収支の改善が一定図られてきた。 （略）	前文 （略） 第1期中期目標期間においては、職員の積極的な採用による人材確保、ICU（集中治療室）の増床、NICU（新生児特定集中治療室）の移転改修、ハイブリッド手術室の <u>増設</u> 等、集中治療部門・手術部門の整備を行いつつ、経営状況については収支の改善が一定図られてきた。 （略）
第1 中期目標の期間	第1 中期目標の期間
（略）	（略）
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
（略）	（略）
1 医療センターとして担うべき役割	1 医療センターとして担うべき役割
(1) 救急医療 （略）	(1) 救急医療 （略）
(2) 小児医療、周産期医療 （略）	(2) 小児医療、周産期医療 （略）
(3) がん医療 （略）	(3) がん医療 （略）
(4) 4疾病に対する医療 （略）	(4) 4疾病に対する医療 （略）
(5) 災害時医療 （略）	(5) 災害時医療 （略）
(6) 感染症への対応 （略）	(6) 感染症への対応 （略）
(7) その他の役割 ア～ウ（略） エ 市が行う保健・福祉関連施策に協力し、関係部署との連携を図ること。	(7) その他の役割 ア～ウ（略） エ 市が行う保健・福祉関連施策に協力し、 <u>及び</u> 関係部署との連携を図ること。
2 患者満足度の向上	2 患者満足度の向上
(1) 患者満足度の向上 （略）	(1) 患者満足度の向上 （略）
(2) 院内環境の快適性の向上 （略）	(2) 院内環境の快適性の向上 （略）
3 信頼性の向上と情報発信	3 信頼性の向上と情報発信
(1) 医療の質・安全対策 （略）	(1) 医療の質・安全対策 （略）

(2) 情報発信、個人情報保護 (略)	(2) 情報発信、個人情報保護 (略)
4 地域医療機関等との連携強化	4 地域医療機関等との連携強化
(1) 地域医療支援病院としての機能強化 (略)	(1) 地域医療支援病院としての機能強化 (略)
(2) 地域包括ケアシステム構築への貢献 (略)	(2) 地域包括ケアシステム構築への貢献 (略)
<b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b>	<b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b>
(略)	(略)
1 業務運営体制の構築	1 業務運営体制の構築
(1) 病院の理念と基本方針の浸透 医療センターの理念と基本方針を、委託業者も含めた医療センターで働く全ての者が理解し、その目的達成に向け一丸となって <u>引き続き取り組むこと。</u>	(1) 病院の理念と基本方針の浸透 医療センターの理念と基本方針を、委託業者も含めた医療センターで働く全ての者が理解し、その目的達成に向け一丸となって <u>取り組む仕組みを構築すること。</u>
(2) 内部統制 ア (略) イ 各種情報収集・分析を基にした企画及び院内・院外への広報や連絡調整といった、組織横断的な経営企画機能の強化を <u>図り、リスクマネジメント体制を構築すること。</u> ウ 明確な役割分担と適切な権限付与により、効率的・効果的な <u>運営を引き続き行うこと。</u>	(2) 内部統制 ア (略) イ 各種情報収集・分析を基にした企画及び院内・院外への広報や連絡調整といった、組織横断的な経営企画機能の強化を <u>図ること。</u> ウ 明確な役割分担と適切な権限付与により、効率的・効果的な <u>運営体制を構築すること。</u>
(3) 適切かつ弾力的な人員配置 (略)	(3) 適切かつ弾力的な人員配置 (略)
(4) 医療資源等の有効活用 (略)	(4) 医療資源等の有効活用 (略)
2 人材の確保と育成	2 人材の確保と育成
(1) 人材の確保 (略)	(1) 人材の確保 (略)
(2) 人材の育成 (略)	(2) 人材の育成 (略)
(3) 人事給与制度 ア 職員の業務や能力を適切に評価できる人事評価制度の構築を検討すること。 イ 職員の給与は、当該職員の勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合させること。	(3) 人事給与制度 ア 職員の給与は、当該職員の勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合させること。 イ 医療センター独自の人事評価制度を構築し、職員の意欲を引き出す人事給与制度を構築すること。
(4) 職員満足度の向上 (略)	(4) 職員満足度の向上 (略)
<b>第4 財務内容の改善に関する事項</b>	<b>第4 財務内容の改善に関する事項</b>
(略)	(略)

1 経営基盤の確立 (略)	1 経営基盤の確立 (略)
2 収入の確保 (略)	2 収入の確保 (略)
3 費用の節減 (略)	3 費用の節減 (略)
<b>第5 その他の業務運営に関する重要事項</b>	<b>第5 その他の業務運営に関する重要事項</b>
1 中河内救命救急センターの運営 (略)	1 中河内救命救急センターの運営 (略)
2 地域医療構想を踏まえた役割の明確化 (略)	2 地域医療構想を踏まえた役割の明確化 (略)
3 施設整備に関する事項 (略)	3 施設整備に関する事項 (略)